協同組合コ

プぐ

んまとで

地

月

15 日

(木)

板倉町と生活

(ニュース)

見守り活動で地域の安全安心を守る



締結によりコープぐんまが食締結されました。この協定の域見守り活動に関する協定が ■内線3 問合せ 察や消防に通報します できました。 きには町に連絡する仕組み 内で何らかの異変を察したと 品の配達時などの業務中に町 介護高齢係 緊急の場合は

が

14作品が入賞しました米消費拡大ポスターコンクール

倉町総合農業振興協議会

お知らせ

季(東小)▼ 作品が入賞しました。 - (東小)▼小野田百華(南小) 協議会長賞(金賞)▼栗原瑞 ーコンクールが行われ、14催による米消費拡大ポス 東小1年 栗原瑞季 (銀賞) ▼ おまずまり 施 たままりまり たま 南小5年小野田百華 ゆ

> 見愛希奈 (西か) ▼生沼愛 (西小) · 爱美 ▼ E 根岸彩音 (南小) すず東

は (調賞) ▼根本美海(北の崎萌乃果(東小)▼告川希依(北小)▼小)▼宇にがおめいでがわゆうまがざきほのかに、 まがおゆうまがざきほのかい (北小)▼ (東小)▼ (東東小)▼ (東東)▼ (東東 \blacksquare くら(西小)▼ ・山岸柊翔((東小) ▼高瀬日 (南小)▼ 狐塚優恵(西小) 和 ·石 川 北 (南小)

※敬称略・順不同

問合せ ■内線4 農政係

お知らせ

10月下 旬から調査票が郵送されま

す

支給されます

届いた際には、 市の22市町村を対象にパーソ でお願 トリップ調査を行います。 りの基礎資料として利用す 分野におけ ソントリ 計画や防災、 群馬県、 します る今後の 調査へのご協

ど「人の1日の動き」を調べな交通手段で」移動したかな 0 内 容 るものです。 「どんな目的で」 中で「い 2 「どこに」

調査時期 帯のうち、 の世帯から無作為に選んだ世 足利市の22市町村にお住まい 調査対象者 旬にかけて調査票が郵送さ 10月下旬から11月満5歳以上のかた 群馬県、 栃木県

(パソコン)の回答画面か インタ ネッ

問合せ

<u>つ</u>パ ソントリップ調査

ップの調査票が 栃木県足利

みなさんが日頃の生活 「どのよう

回答方法 で返送するか、 調査票を同封した返信用封筒 ら回答してください。 ご記入いただいた

間内線

社会福祉係



る遺族年金」などを受ける人病者戦没者遺族等援護法によ

(戦没者等の妻や父母など)が

いない場合に、次の①~

による公務扶助料」や

「戦傷

4月1日におい

「恩給:

基準日で

ある平

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺



傷病者戦没者遺族等援護法に

よる弔慰金の受給権を取得.

給されます

①平成27年4月1

遺族お一人に特別弔慰金が支 挙げる順番による先順位のご

2トリップ目

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、

孫、

兄弟姉妹

等の三親等内の親族

支給内容

額面25万円、

5年償還の記

請求窓口 名国債

3トリップ目 ※トリップとは、人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位をトリップと数えます。

問い合わせください

請求期限

平成30年4月2日

※請求者により添付書類が異

役場第二庁舎福祉課

なります。詳細は左記までお

と公聴会を実施都市計画原案の閲覧

開発事業の変更(板倉ニュ対象となる都市計画案 タウン) ②館林都市計画用途地域及び 【県原案】

タウン地区)【町原案】地区計画の変更(板倉

原案の閲覧場所

群馬県県土整備部都 館林土木事務所

市計画課、 閲覧期間 原案① 原案①② 11月6日金 都市建設課 ~ 20 日 (金)

公聴会での公述 公述希望のかたは、 役場第二庁舎会議室 閲覧期 氏

記入したもの。様式自由)を400字以内の意見の要旨を 原案についての利害関係及び 名・年齢・職業・電話番号・ 間中に公述申出書 公述人の選定 左記まで提出してください。

ない場合、 市建設課に掲示 その際は11月 申込先・問合せ 本人へ通知します※公述人が 県知事または町長が選定し 11月24日火までに都公聴会は中止し、

火災予防のため秋季全国火災予防運動 の 3 つ の 習慣

お知らせ

お知らせ

配分希望者の申請をお待ちし歳末たすけあい運動

てい

ます



ます。

の毎朝午前7 防署のサイ

いれ間

あい運動」

たすけあい

育

しているひとり親(母子

○中学3年生以下の児童を養

新たな

歳末

父子)世帯

※対象となる子

レン吹鳴

朔

「歳末たす

。火事とお間違えのない毎朝午前7時)が行われ

『無防備な かくれんぼ』 心に火災が

〇スト

ーブは燃えやすいも

 \mathcal{O}

火災予防の3つの習慣 ようご注意くださ

○寝たばこは絶対やめる。

要とするかたたちが、

 \mathcal{O}

かたがいる世帯

○左記の障害者手帳をお持ち

の親が世帯主であること

期に支援を必 を迎える

○ガスこんろなどのそばを離

んなで支え合う地域づくりを金・日用品などを配分してみめられる募金により、義援

できるよう町民の皆様から集 地域で安心して暮らすことが

療育手

帳 A

身体障害者手帳1

2 級

精神保健福祉手帳1

2 級 から離れた位置で使用する。

実施 月9日(月) から15日 (日) ま

心ます。期間中は、板倉秋季全国火災予防運動を

間合せ れるときは必ず火を消す

行政安全係

お知らせ

自宅で介護を し て (1 るかたに支給

支会・板倉町・1

板倉町社会福

社会福祉協議会、

役場福祉課

「配分金受給申請書」を板倉町

または地区民生委員へ提出

てください。「配分金受給申請

実施期間

共同募金会板倉町12月1日火~31日木 12月1日火~

り、

配分を希望するかたは、

日時

11 月 30 (月)

公聴会の開催

申請方法

条件を満たしてお

が特に必要と認めた世帯 ○特別な事情により民生委員

的としています。

祉協議会

されます。 高齢者を在宅で1年以上継続 挙げる要件の全てに該当する 基準日として、 して介護しているかたに支給 介護慰労金は、 次の①~ 10 月 (3) 12 日を

支給要件

1 3 ③ 介護保険のショートステたは5の状態が1年以上継続 ② 介護保険の要介護度4 ① 町内在住で65歳以上 介護保険のショ (短期入所) や入院などに ま

> 0 より在宅を離れ た期間が

> > ①11月1日現在で板倉町内に 条件を満たしている世帯) 配分対象者(次の①及び②の

世帯全員

生委員宅に用意して

ます

会、役場福祉課または地区 書」は、板倉町社会福祉協議

民

満の場合は10万 在宅を離れた期間が1 (非課税世帯かつ③の要件で 週間 未

申請期限 者名義の通帳 11 月 13 日 (金)

支給額 持参するもの 8万円 認め印、

申請先・問合せ

○満65歳以上の高齢者の

介護 ○満65歳以上のひ ②次の世帯条件のいず が町民税非課税であること 該当する世帯 か月以上居住し、

とり

暮ら

午前9時~午後5時

(土日・祝日は除く)

ているかたのいる世帯 ○要介護3以上の認定を受け

■内線324 介護高齢係

> 受付期間 20 日 (金)

っれかに

問合せ ○社会福祉係

4

82 ○板倉町社会福祉協議会 ■内線31